

○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案の概要

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を平成17年10月1日とする。

○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令案の概要

1 内容

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行（本年10月1日）に伴い、実施計画の認定の欠格事由に係る法律の規定として、労働関係法令の規定（強制労働、中間搾取、労働力の需給調整等に関する規定）を定める等の措置を講ずる。

2 施行期日

平成17年10月1日